

自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書

2006（平成18）年4月に「保険業法の一部を改正する法律」（以下「新保険業法」）が施行された。元々は「共済」の名を騙る無認可保険事業者が不特定多数の消費者に被害をもたらしてきたことを契機に、消費者並びに国民を保護することを目的として保険業法を改正するものと説明されてきた。

ところが、新保険業法が施行されて以降、非営利団体であって特定の構成員を対象に健全に運営されてきた自主共済も「保険業」とみなされ、保険会社と同等の規制を受けることとなり、次々と制度廃止や解散に追い込まれている。

自主共済は、小売店や町工場などの自営業者、障がい者、登山家、PTA会員、医師や歯科医師、医療関係者など特定の構成員で構成し、国や企業などの財政支援に頼ることなく、構成員同士の助け合い、支え合いを具現化して自主的に運営されており長年継続してきたものである。この点で「共済」の名を騙る「ニセ共済」とも、収益獲得を一つの目的に商品として販売される保険とも大きく異なるものであり、これらを新保険業法で同一に規制することに無理がある。

さらに現在、保険業法の適用除外となっているJA共済、全労済等の制度共済も2011（平成23）年に見直しの対象となっており、このままでは我が国の共済制度全体が保険業と見なされ、制度維持ができず廃止を余儀なくされることが懸念される。ひいては制度に加入している住民にも影響が及ぶこととなる。

自主共済存続を求める声は各地方議会でも取り上げられ、採択された自治体意見書は220に達している（2010年1月14日現在）。しかし今日に至ってなお自主共済を存続させる救済措置（法改正や省令改正による法の適用除外）が取られていないため、制度廃止が避けられない事態が迫っている。

自主共済は一度壊れてしまうと再生させることは極めて困難であり、政治の責任で、「共済」の名を騙り不特定多数の者を対象に無認可で保険業を行ってきた営利業者と、本質的に異なる自主共済を明確に区別し、一刻も早く自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める。

記

1. 自主共済を早急に新保険業法の適用除外とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年6月29日

鹿児島県曾於市議会